

# 奈良大学大学院学則・諸規則

奈良大学大学院学則	105
奈良大学大学院科目等履修生規則	114
奈良大学大学院聴講生規則	114
奈良大学大学院研究生規則	115
奈良大学大学院文学研究科履修規則	116
奈良大学大学院社会学研究科履修規則	120
奈良大学大学院学生留学規程	121
奈良大学大学院学生留学規程施行細則	122
奈良大学大学院学生の留学期間中の学費、助成金等に関する規程	123
奈良大学大学院研究年報に関する規程	123
大学院生修了に伴う取扱要項	123
奈良大学大学院学生会参加交通費等補助規則	124
奈良大学大学院文学研究科における論文博士の取扱内規	124
奈良大学大学院社会学研究科社会学専攻臨床心理学コースに関する履修内規	125



# 奈良大学大学院学則

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この学則は、奈良大学学則第3条の3により、奈良大学(以下「本学」という。)に設置する大学院について必要な事項を定める。

**第2条** 本学大学院は、本学の目的使命にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、社会の進展に貢献する知的道徳的に正しきに強き有為の人材を育成することを目的とする。

(課程及び修業年限)

**第3条** 本学大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 修士課程の修業年限は、2年とする。

5 博士課程の修業年限は5年とし、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程はこれを修士課程として取り扱う。

(研究科及び専攻)

**第4条** 本学大学院に文学研究科及び社会学研究科を置き、各研究科に次の専攻を置く。

文学研究科 国文学専攻 文化財史科学専攻 地理学専攻。  
ただし、国文学専攻及び地理学専攻は修士課程とする。

社会学研究科 社会学専攻。ただし、修士課程とする。

(教育研究上の目的)

**第4条の2** 研究科、各専攻の教育研究上の目的を、次のとおり定める。

研究科名	専攻名	教育研究上の目的
文学	国文学	日本語をめぐる諸現象を、古典文学・近現代文学・国語学の分野から実証的、分析的に研究する。日本語や日本文学に関する広範囲な知識を習得するとともに、文献やデータを的確に読み取り、論述する深い思考力をもった専門家、及び、アジアや世界の観点から日本文化を見つめることのできる多様性をもった人材を育成する。また、言葉に関係の深い専門分野である教諭専修免許状(中学・高校の国語科)、司書資格、学校図書館司書教諭資格等を取得できる人材の育成を目的とする。
	文化財史科学	文献史学、考古学、美術工芸史学、保存修復学の4分野からなる。いずれの分野も学際的見地に立ち、社会・文化・芸術などの問題を、物的資料と文字資料の両面から検討することにより、幅広くかつ専門的に教育と研究を行うことを目的とする。後期課程においては、より高度な専門的知識と能力をもつ専門職業人の養成を目的とする。

地理学	地表をめぐる諸現象を、自然地理学、人文地理学、地誌学、GISの各分野の立場で科学的に研究し、広範な知識、高度な専門性を生かして地理的諸問題に対処し得る自立的な能力を錬成すると共に、地理学に関係の深い専門分野であるGISの専門資格、中学校(社会)・高等学校(地理歴史)教諭専修免許状等を取得できる人材の育成を目的とする。
社会学	「社会的存在」としての人間に関わる諸問題を深く捉えるための専門的知識と実践的技能の基礎を身につけた研究者、及び高度な専門職業人の養成を目的としている。さまざまな社会の課題に関係した調査を実施し、その分析・考察を通じて、よりよい社会を構想する専門家や、人間の心の苦悩や問題、病理に関する臨床心理学的な知識と援助技法を備えた専門家の育成に努める。

(収容定員)

**第5条** 本学大学院の収容定員は、次表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程・博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学研究科	国文学専攻	5人	10人		
	文化財史科学専攻	10人	20人	2人	6人
	地理学専攻	5人	10人		
社会学研究科	社会学専攻	10人	20人		

## 第2章 教育方法等

(教育方法等)

**第6条** 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 各研究科の課程別、専攻別の授業科目及び単位数並びに履修方法は、別表1のとおりとする。

3 学生は、修士課程又は博士前期課程においては、それぞれの専攻の授業科目について、32単位以上修得し、博士後期課程においては、専攻の授業科目について、12単位以上を修得しなければならない。

4 履修に関する取扱いの細則は、別に定める。

**第7条** 本学大学院においては、当該研究科委員会において教育上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議の上、当該他大学院において必要な授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した単位は、15単位を超えない範囲で本学大学院において履修したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、第22条の規定による留学の場合にも準用する。

**第7条の2** 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に本学又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院に入学した後において、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

**第7条の3** 第7条第2項及び第7条の2第2項により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

**第8条** 本学大学院において教育職員免許法に定める中学校並びに高等学校の専修免許状を取得しようとする者は、中学校教諭又は高等学校教諭一種免許状の基礎を有し、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 前項で取得できる教育職員免許状は、次のとおりである。

専攻名	免許状の種類	教科名
国文学専攻	中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状	国語
文化財史科学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
地理学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史

(臨床心理士資格試験・公認心理師試験 受験資格の取得)

**第8条の2** 臨床心理士資格試験の受験資格を取得しようとする者は、社会学専攻臨床心理学コースにおいて臨床心理士資格認定協会所定の授業科目及び単位数を、公認心理師試験の受験資格を取得しようとする者は、社会学専攻臨床心理学コースにおいて公認心理師法施行規則で定められた授業科目を修得しなければならない。授業科目は、別表1のとおりとし、履修方法については別に定める。

### 第3章 課程の修了及び学位の授与

(試験及び評価)

**第9条** 履修した各授業科目の可否は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって決定する。

2 各授業科目の試験の成績の評価は、優、良、可、不可とし、優、良、可を合格とする。

3 合格した授業科目には、所定の単位を与える。

(学位論文の提出等)

**第10条** 本学大学院においては、在学期間中に学位論文を当該研究科長に提出し、最終試験を受けるものとする。

(学位論文の審査等)

**第11条** 学位論文の審査及び最終試験の可否は、当該研究科委員会が審査委員会を設け、その報告に基づいて審議し、学長が決定する。

(用語の意義)

**第11条の2** この学則において「審議」とは、議論・検討することをいい、決定権を含まないものとする。

(修了要件)

**第12条** 修士課程又は博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、専攻の授業科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、研究科委員会の議を経て、学長が認めた場合に限り、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、修士課程又は博士前期課程の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 博士課程の修了要件は、本学大学院に5年(修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、研究科委員会の議を経て、学長が認めた場合に限り、大学院に3年(修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、優れた業績により修士課程又は博士前期課程を在学1年で修了した者の在学期間に関しては、修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間とする。ただし、特に優れた研究業績を上げた者については、研究科委員会の議を経て、学長が認めた場合に限り、博士課程に3年(修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

**第13条** 第12条により修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を、博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

2 本学大学院の博士課程を修了することなく博士の学位を得ようとする者が、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた場合には、博士の学位を授与する。

3 学位及びその授与に関しては、本条のほか、奈良大学学位規程の定めるところによる。

**第14条** 授与する学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- (1) 文学研究科 修士(文学)  
博士(文学)
- (2) 社会学研究科 修士(社会学)

### 第4章 入学・休学・退学・留学・転学・再入学・転入学・復学・除籍及び復籍

(入学資格等)

**第15条** 本学大学院修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

2 本学大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 修士の学位を有する者

- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

**第16条** 本学大学院の入学志願者は、入学願書に所定の書類を添えて提出しなければならない。

**第17条** 本学大学院の入学志願者に対しては、学力試験、面接及び健康診断を行い、所定の調査書等を総合して、入学を許可する者を決定する。  
(在学年限)

**第18条** 本学大学院の在学年限は、修士課程又は博士前期課程においては4年、博士後期課程においては6年とし、この年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。  
(入学の時期等)

**第19条** 入学の時期、手続き、許可及び許可の取消しについては、本学学則の規定を準用する。  
(休学)

- 第20条** 疾病その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 疾病のため修学することが不相当と認められる者に対して、学長は休学を命ずることができる。
  - 3 休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。
  - 4 休学期間は、2年を超えることができない。
  - 5 休学した期間は、在学年数には算入しない。
- (退学)

**第21条** 本学大学院を退学しようとする者は、その理由を具して学長に願い出て許可を受けなければならない。  
(留学)

**第22条** 本学大学院の学生が、外国の大学院に留学を志望する場合は、学長の許可を得て授業科目を履修することができる。

- 2 前項の授業科目を履修した期間は、第18条に規定する在学年限に含まれるものとする。

(転学)

**第23条** 他の大学の大学院へ入学又は転学を志望する者は、学長の許可を受けなければならない。  
(再入学)

**第24条** 本学大学院を修了し、又は退学した者で本学大学院に再び入学を志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。  
(転入学)

**第25条** 本学大学院は、他の大学院に在学する者で、本学大学院に転入学を志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

- 2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、当該研究科委員会の議を経て、学長が行うものとする。

(復学)

**第26条** 休学の理由がなく復学を希望するものについては、本学学則の規定を準用する。

(除籍)

**第27条** 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍とすることができる。

- (1) 在学期間が、第18条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 休学期間が、第20条第4項に規定する期間を超えた者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない者(復籍)

**第27条の2** 学費の滞納により除籍された者の復籍については、除籍後1年以内の者で当該研究科委員会の議を経て、学長が承認した者とする。

## 第5章 検定料、入学金及び授業料その他の学費 (入学検定料の納付)

**第28条** 入学を志願する者は、願書提出と同時に入学検定料3万5千円を納付しなければならない。

- 2 本学大学院博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に入学を志願する者については、入学検定料を徴収しない。  
(入学金の納付)

**第29条** 入学にあたっては、所定の期日までに入学金を納付しなければならない。

- 2 入学金の額は、本学卒業者にあつては150,000円、その他の者にあつては300,000円とする。
- 3 本学大学院博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に入学する者については、入学金を徴収しない。  
(学費の納付)

**第30条** 学生は、授業料その他の学費を所定の期日までに納付しなければならない。その額及び期日は別表2のとおりとする。

- 2 前項のほか教育に必要な費用を徴収することがある。これらの納入方法は別に定めるところによる。  
(納入金の返還、学費の延納及び休学中の学費)

**第31条** 納入金の返還、学費の延納及び休学中の学費等については、本学学則の規定に準ずるものとする。

## 第6章 聴講生、委託生及び外国人学生 (聴講生)

**第32条** 研究科の授業科目中、1科目又は数科目を選んで聴講しようとする者があるときは、学生の修業を妨げない限り、当該研究科委員会で選考の上、学長が聴講生として入学を許可することがある。  
(特別聴講生)

**第33条** 他大学院学生で、特定の授業科目について聴講を希望するものがあるときは、大学院相互の協議の上、特別聴講生として許可することがある。

- 2 特別聴講生には、その履修した授業科目について試験を受け合格した場合、単位を与える。  
(科目等履修生)

**第33条の2** 一般社会人等で、本学大学院のいずれか又は複数の授業科目についてこれを履修し、単位の修得を希望する者があるときは、当該研究科委員会で選考の上、学長が科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生が、その履修した授業科目について試験を受け合格した場合は単位を与える。  
(研究生)

**第34条** 研究科において特定事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。  
(委託生)

**第35条** 公共団体又はその他の機関から、本学大学院の特定科目について修学を委託されたときは、当該研究科委員会で選考の上、学長が委託生として許可することがある。  
(外国人留学生)

**第36条** 外国人で本学大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。  
(細則)

**第37条** 本章の運用にあたっては、別に規程を定める。

## 第7章 賞罰

(表彰)

**第38条** 人物及び学業優秀で、他の学生の模範となる者は、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを表彰する。  
(懲戒)

**第39条** 本学の学生で、本学が定める学則、その他諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為を行った者があるときは、当該研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学、訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したと認められる者

## 第8章 学年、学期及び休業日

(学年等)

**第40条** 学年、学期及び休業日については、本学学則を準用する。

## 第9章 職員組織

(職員組織)

**第41条** 本学大学院は、学長がこれを総括し、その職務は大学院各研究科長がこれに当たる。

**第42条** 本学大学院の授業を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格に該当する本学の教授をもって充てる。ただし、必要あるときは本学の准教授又は講師をもってこれに充てることができる。

**第42条の2** 本学大学院の研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格に該当する本学の教授をもって充てる。ただし、必要あるときは担当分野について本学教授と同等の研究指導上の能力を有する者をもってこれに充てることができる。

**第43条** 本学大学院の事務の処理は、本学事務局がこれを担当する。

## 第10章 運営組織

(研究科委員会)

**第44条** 本学大学院の各研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、関係学部長、各研究科長及び各研究科担当の教授をもって組織する。ただし研究科委員会が必要と認めるときは、研究科担当の准教授及び講師を加えることができる。

**第45条** 研究科委員会は、次に掲げる事項について審議し、学長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、教育研究に関する重要な事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。  
(研究科長)

**第46条** 各研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

3 研究科長は、研究科委員会の定めた方針に基づいて研究科の運営に当たる。

(大学院委員会)

**第47条** 本学大学院に、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各研究科長
- (3) 各学部長
- (4) 各専攻から選出された各1人の教授

**第48条** 大学院委員会は、次に掲げる事項について審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、大学院委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 大学院委員会は、教育研究に関する重要な事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教育内容等の改善研修委員会)

**第48条の2** 本学大学院に、授業内容及び研究指導の改善を図る組織として委員会を置き、その名称をFD委員会とする。

**第49条** 学長は、大学院委員会を招集し、その議長となる。

**第50条** 研究科委員会、大学院委員会及びFD委員会に関する規程は、別に定める。

## 第11章 研究施設

(研究施設)

**第51条** 本学大学院生は、研究達成のため、本学の施設設備を利用することができる。

2 本学大学院に、院生研究室その他の研究施設を設ける。

## 第12章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

**第52条** 大学院生は、本学の厚生施設を利用することができる。

## 第13章 その他

(その他)

**第53条** 本学大学院学則に定めるもののほか、必要な事項は本学学則を準用する。

## 附 則

この大学院学則は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**

この大学院学則は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則**

この大学院学則は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この大学院学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学費は、平成9年度分の学費から適用する。

**附 則**

この大学院学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前の在在学生については、従前の例による。

**附 則**

この大学院学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年度以前の在在学生については、従前の例による。

**附 則**

この大学院学則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**

この大学院学則は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**

この大学院学則は、平成14年10月1日から施行する。

**附 則**

この大学院学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前の在在学生については、従前の例による。

**附 則**

この大学院学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の在在学生については、従前の例による。

**附 則**

この大学院学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の在在学生については、従前の例による。

**附 則**

この大学院学則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この大学院学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の在在学生にかかる別表1の適用については、なお従前の例による。

**附 則**

この大学院学則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この大学院学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の在在学生にかかる別表1の適用については、なお従前の例による。

**附 則**

この大学院学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の在在学生については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

**附 則**

この大学院学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の在在学生については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

**附 則**

この大学院学則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この大学院学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の在在学生については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

**附 則**

この大学院学則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この大学院学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の在在学生については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

**附 則**

この大学院学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の在在学生については、従前の例による。

**附 則**

この大学院学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の在在学生にかかる別表1の適用については、なお従前の例による。

**附 則**

この大学院学則は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この大学院学則は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この大学院学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度の社会学研究科社会学専攻の学生収容定員については、第5条の規程にかかわらず次のとおりとする。

年 度	社会学研究科
5	社会学専攻
	15人

〔別表1〕（第6条関係）

(1) 文学研究科 国文学専攻 修士課程

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
日 本 言 語 文 化 論	2	古 典 語 国 語 学 演 習 Ⅲ	2
広 域 言 語 文 化 論	2	古 典 語 国 語 学 演 習 Ⅳ	2
表 象 文 化 論	2	現 代 語 国 語 学 演 習 Ⅰ	2
上 代 文 学 演 習 Ⅰ	2	現 代 語 国 語 学 演 習 Ⅱ	2
上 代 文 学 演 習 Ⅱ	2	現 代 語 国 語 学 演 習 Ⅲ	2
上 代 文 学 演 習 Ⅲ	2	現 代 語 国 語 学 演 習 Ⅳ	2
上 代 文 学 演 習 Ⅳ	2	古 典 散 文 特 殊 講 義 ( 基 礎 )	2
中 古 文 学 演 習 Ⅰ	2	古 典 散 文 特 殊 講 義 ( 応 用 )	2

中古文学演習Ⅱ	2	古典韻文特殊講義(基礎)	2
中古文学演習Ⅲ	2	古典韻文特殊講義(応用)	2
中古文学演習Ⅳ	2	近代文学論特殊講義(基礎)	2
中世文学演習Ⅰ	2	近代文学論特殊講義(応用)	2
中世文学演習Ⅱ	2	言語論特殊講義(基礎)	2
中世文学演習Ⅲ	2	言語論特殊講義(応用)	2
中世文学演習Ⅳ	2	上代文学特論	2
近世文学演習Ⅰ	2	中古文学特論	2
近世文学演習Ⅱ	2	中世文学特論	2
近世文学演習Ⅲ	2	近世文学特論	2
近世文学演習Ⅳ	2	書物特論	2
近代文学演習Ⅰ	2	メディア文化特論	2
近代文学演習Ⅱ	2	比較交流特論	2
近代文学演習Ⅲ	2	和歌歌謡特論	2
近代文学演習Ⅳ	2	近代小説特論	2
現代文学演習Ⅰ	2	近代詩歌特論	2
現代文学演習Ⅱ	2	現代文学特論	2
現代文学演習Ⅲ	2	古典日本語特論	2
現代文学演習Ⅳ	2	現代日本語特論	2
古典語国語学演習Ⅰ	2	国文学特論	2
古典語国語学演習Ⅱ	2	国語学特論	2

- 履修すべき単位数は、32単位以上とする。
- 授業科目中、『日本語文化論』『広域言語文化論』『表象文化論』から2科目4単位を選択履修するものとする。
- 研究指導は、演習において行うので、指導教員が担当する演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ(4科目8単位)を必ず履修すること。
- 特殊講義は、4科目8単位を選択履修するものとする。
- 残りの6科目12単位は、指導教員以外の演習(事前に担当教員の了解を得ること。)、第2項で選択した以外の科目及び特殊講義、特論から選択履修できる。特殊講義については、担当者の変更があれば重複履修を認める。また、文学研究科の他専攻の講義科目から履修することもできる。(2科目4単位まで)

(2) 文学研究科 文化財史科学専攻 博士前期課程

授業科目	単位数	授業科目	単位数
文献史学(日本史)演習Ⅰ	2	保存修復学演習Ⅲ	2
文献史学(日本史)演習Ⅱ	2	保存修復学演習Ⅳ	2
文献史学(日本史)演習Ⅲ	2	文献史学(日本史)特殊講義A	2
文献史学(日本史)演習Ⅳ	2	文献史学(日本史)特殊講義B	2
文献史学(外国史)演習Ⅰ	2	文献史学(日本史)特殊講義C	2
文献史学(外国史)演習Ⅱ	2	文献史学(外国史)特殊講義	2
文献史学(外国史)演習Ⅲ	2	考古学特殊講義A	2
文献史学(外国史)演習Ⅳ	2	考古学特殊講義B	2
考古学演習Ⅰ	2	考古学特殊講義C	2
考古学演習Ⅱ	2	美術工芸史学特殊講義	2
考古学演習Ⅲ	2	保存修復学特殊講義	2
考古学演習Ⅳ	2	情報処理特殊講義	2
美術工芸史学演習Ⅰ	2	文化財史科学特殊講義	2
美術工芸史学演習Ⅱ	2	文化財修復実習	2
美術工芸史学演習Ⅲ	2	文献史学特論	2
美術工芸史学演習Ⅳ	2	考古学特論	2
保存修復学演習Ⅰ	2	美術工芸史学特論	2
保存修復学演習Ⅱ	2	保存修復学特論	2

- 履修すべき単位数は、32単位以上とする。
- 研究指導は、演習において行うので、指導教員が担当する演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ(4科目8単位)を必ず履修すること。
- 特殊講義は、8科目16単位を選択履修するものとする。
- 残りの4科目8単位は、指導教員以外の演習(事前に担当教員の了解を得ること。)、及び特殊講義、特論から選択履修できる。特殊講義については、担当者の変更があれば重複履修を認める。また、文学研究科の他専攻の講義科目から履修することもできる。(2科目4単位まで)



## (3) 文学研究科 文化財史科学専攻 博士後期課程

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
日 本 史 特 殊 研 究 I	2	考 古 学 特 殊 研 究 II	2
日 本 史 特 殊 研 究 II	2	考 古 学 特 殊 研 究 III	2
日 本 史 特 殊 研 究 III	2	考 古 学 特 殊 研 究 IV	2
日 本 史 特 殊 研 究 IV	2	保 存 修 復 学 特 殊 研 究 I	2
日 本 史 特 殊 研 究 V	2	保 存 修 復 学 特 殊 研 究 II	2
日 本 史 特 殊 研 究 VI	2	史 料 学 特 殊 研 究 I	2
美 術 工 芸 史 特 殊 研 究 I	2	史 料 学 特 殊 研 究 II	2
美 術 工 芸 史 特 殊 研 究 II	2	国 際 史 料 学 特 殊 研 究 I	2
美 術 工 芸 史 特 殊 研 究 III	2	国 際 史 料 学 特 殊 研 究 II	2
美 術 工 芸 史 特 殊 研 究 IV	2	国 際 史 料 学 特 殊 研 究 III	2
考 古 学 特 殊 研 究 I	2	国 際 史 料 学 特 殊 研 究 IV	2

- 履修すべき単位数は、12単位以上とする。
- 研究指導は、指導教員による特殊研究などにおいて行う。したがって、前項12単位中には、原則として指導教員が担当する科目を複数年にわたって履修した単位を含むものとする。

## (4) 文学研究科 地理学専攻 修士課程

授 業 科 目		単位数	授 業 科 目		単位数
自然地理学分野	自 然 地 理 学 演 習 I	2	地誌学分野	地 域 ・ 地 誌 学 演 習 I	2
	自 然 地 理 学 演 習 II	2		地 域 ・ 地 誌 学 演 習 II	2
	自 然 地 理 学 演 習 III	2		地 域 ・ 地 誌 学 演 習 III	2
	自 然 地 理 学 演 習 IV	2		地 域 ・ 地 誌 学 演 習 IV	2
	自 然 地 理 学 (地 形) 特 殊 講 義	2		地 域 ・ 地 誌 学 (日 本) 特 殊 講 義	2
	自 然 地 理 学 (気 候) 特 殊 講 義	2		地 域 ・ 地 誌 学 (先 進 地 域) 特 殊 講 義	2
	自 然 地 理 学 (環 境) 特 殊 講 義	2		地 域 ・ 地 誌 学 (発 展 途 上 地 域) 特 殊 講 義	2
人文地理学分野	人 文 地 理 学 演 習 I	2	共 通	地 理 情 報 学 特 殊 講 義	2
	人 文 地 理 学 演 習 II	2		自 然 地 理 学 特 論	2
	人 文 地 理 学 演 習 III	2		人 文 地 理 学 特 論	2
	人 文 地 理 学 演 習 IV	2		地 域 ・ 地 誌 学 特 論	2
	人 文 地 理 学 (農 村) 特 殊 講 義	2		国 内 巡 検 計 画 法 I	1
	人 文 地 理 学 (歴 史) 特 殊 講 義	2		国 内 巡 検 計 画 法 II	1
	人 文 地 理 学 (文 化) 特 殊 講 義	2		外 国 巡 検 計 画 法 I	1
	人 文 地 理 学 (都 市) 特 殊 講 義	2		外 国 巡 検 計 画 法 II	1

- 履修すべき単位数は、32単位以上とする。
- 研究指導は、演習において行うので、指導教員が担当する演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ（4科目8単位）を必ず履修すること。
- 特殊講義は、「自然地理学分野」「人文地理学分野」「地誌学分野」の各分野からそれぞれ2科目ずつ、合計6科目12単位を選択履修するものとする。
- 残りの12単位は、指導教員以外の演習（事前に担当教員の了解を得ること。）、及び特殊講義、共通から選択履修できる。特殊講義については、担当者の変更があれば重複履修を認める。また、文学研究科の他専攻の講義科目から履修することもできる。（2科目4単位まで）

## (5) 社会学研究科 社会学専攻 修士課程

社会文化研究コース			
授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
社 会 文 化 研 究 演 習 I	2	応 用 人 類 学 特 論 II	2
社 会 文 化 研 究 演 習 II	2	応 用 社 会 心 理 学 特 論 I	2
社 会 文 化 研 究 演 習 III	2	応 用 社 会 心 理 学 特 論 II	2
社 会 文 化 研 究 演 習 IV	2	情 報 学 特 論 I	2
社 会 学 特 論 I	2	情 報 学 特 論 II	2
社 会 学 特 論 II	2	経 済 学 特 論 I	2
文 化 人 類 学 特 論 I	2	経 済 学 特 論 II	2
文 化 人 類 学 特 論 II	2	経 営 学 特 論 I	2

社会心理学特論Ⅰ	2	経営学特論Ⅱ	2
社会心理学特論Ⅱ	2	社会調査法特論	2
応用社会学特論Ⅰ	2	多変量解析法特論	2
応用社会学特論Ⅱ	2	質的調査法特論	2
応用人類学特論Ⅰ	2	統計解析法特論	2

- 履修すべき単位数は、32単位以上とする。
- 演習科目及び特論科目の履修方法は、別に定める。  
研究指導は、指導教員が担当する演習において行う。

臨床心理学コース			
授業科目	単位数	授業科目	単位数
臨床心理学演習Ⅰ	2	教育心理学特論	2
臨床心理学演習Ⅱ	2	社会心理学特論	2
臨床心理学演習Ⅲ	2	犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2
臨床心理学演習Ⅳ	2	障害者(児)心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2
臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2	精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2
臨床心理査定演習Ⅱ	2	心身医学特論	2
臨床心理基礎実習	2	投映法特論	2
臨床心理実習	2	心理療法特論	2
臨床心理学特論Ⅰ	2	心理実践実習Ⅰ	2
臨床心理学特論Ⅱ	2	心理実践実習Ⅱ	8
臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	2	学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2
臨床心理面接特論Ⅱ	2	グループ・アプローチ特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2
臨床心理学研究法特論	2	産業・組織心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2
心理統計法特論	2	心理教育特論 (心の健康教育に関する理論と実践)	2
発達心理学特論	2		

- 履修すべき単位数は、32単位以上とする。
- 演習科目、実習科目及び特論科目の履修方法は、別に定める。  
研究指導は、指導教員が担当する臨床心理学演習において行う。

〔別表2〕(第30条関係)

(1) 文学研究科 国文学専攻 修士課程

学 費				納 入 時 期
区 分	授 業 料	施 設 設 備 費	計	1 新入学者は入学手続き時に前期分又は1年分、10月31日までに後期分 2 在学生は4月30日までに前期分又は1年分、10月31日までに後期分
前 期	240,000 円	107,000 円	347,000 円	
後 期	240,000 円	107,000 円	347,000 円	

## (2) 文学研究科 文化財史科学専攻 博士前期課程・博士後期課程

学 費					納 入 時 期
区 分	授 業 料	施設設備費	実験実習費	計	
前 期	240,000 円	107,000 円	30,000 円	377,000 円	1 新入学者は入学手続き時に前期分又は1年分、10月31日までに後期分 2 在学生は4月30日までに前期分又は1年分、10月31日までに後期分
後 期	240,000 円	107,000 円	-	347,000 円	

博士後期課程において、3年を超えて在学し、且つ所定の単位を修得した者で、博士の学位論文の審査及び最終試験のみを残す者の学費については、以下のとおりとする。

学 費					納 入 時 期
区 分	授 業 料	施設設備費	実験実習費	計	
前 期	55,000 円	-	-	55,000 円	4月30日までに前期分又は1年分、10月31日までに後期分
後 期	55,000 円	-	-	55,000 円	

## (3) 文学研究科 地理学専攻 修士課程

学 費					納 入 時 期
区 分	授 業 料	施設設備費	実験実習費	計	
前 期	240,000 円	107,000 円	30,000 円	377,000 円	1 新入学者は入学手続き時に前期分又は1年分、10月31日までに後期分 2 在学生は4月30日までに前期分又は1年分、10月31日までに後期分
後 期	240,000 円	107,000 円	-	347,000 円	

## (4) 社会学研究科 社会学専攻 修士課程

学 費					納 入 時 期
区 分	授 業 料	施設設備費	実験実習費	計	
前 期	240,000 円	107,000 円	30,000 円	377,000 円	1 新入学者は入学手続き時に前期分又は1年分、10月31日までに後期分 2 在学生は4月30日までに前期分又は1年分、10月31日までに後期分
後 期	240,000 円	107,000 円	-	347,000 円	

2 修士課程（博士前期課程）においては2年を超えて、博士後期課程においては3年を超えて在学する者については、実験実習費を徴収しない。

## 奈良大学大学院科目等履修生規則

(目的)

**第1条** この規則は、奈良大学大学院学則第33条の2及び第37条に基づき科目等履修生（以下「履修生」という。）について必要な事項を定める。

(出願資格)

**第2条** 授業科目（以下「科目」という。）の単位を修得するために履修を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- (7) その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (8) 外国人留学生の場合は、履修期間中の在留資格を有し、かつ、当該授業科目を履修するために十分な語学力があると認められた者
- (9) 前号のほか、大学院委員会の議を経て特別に認めた者

(出願手続)

**第3条** 履修を志願する者は、次の書類に受講登録料を添えて出願しなければならない。

- (1) 大学院履修生志願票
- (2) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (3) 志望理由書

- 2 必要に応じ就学上の資料の提出を求められることがある。
- 3 出願の期間は、毎学年始めとする。ただし、特別の事情がある場合については、これによらないことができる。
- 4 引き続き履修を志願する者には、第1項第2号は適用しない。  
(選考及び許可)

**第4条** 履修生の選考は、当該研究科で行う。

2 所定の手続を完了した者に対して、学長は履修生として許可する。  
(在学期間)

**第5条** 履修生の在学期間は、学年始めから1年とする。

(履修科目)

**第6条** 履修生は、当該授業科目（以下「科目」という。）を履修する本学学生の学修を妨げない範囲において、1科目又は数科目に限って受講することができる。

(受講登録料及び履修料)

**第7条** 受講登録料及び履修料は、次のとおりとする。

受講登録料	3,000円
履修料 1単位	15,000円

2 履修科目により、特に費用を要するときは別途徴収する。

(履修料の納入)

**第8条** 履修生として認定された者は、所定の履修料を本学の指定する期日までに納入しなければならない。

(履修生証)

**第9条** 履修生の身分を証明する履修生証を交付する。

(試験・単位の認定及び証明書)

**第10条** 履修生は、受講した科目の試験を受けることができる。試験に合格した科目については、所定の単位を認定する。

2 試験に合格した科目については、願い出により成績証明書及び単位修得証明書を交付する。

(その他)

**第11条** この規則に定めるもののほか、本学大学院学則及びその他の諸規則を準用する。

(規則の改廃)

**第12条** この規則の改廃は、大学院委員会の議を経なければならない。

**附 則**

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成20年5月23日から施行する。

## 奈良大学大学院聴講生規則

(目的)

**第1条** この規則は、奈良大学大学院学則第32条及び第37条に基づき聴講生（他の大学院との単位互換協定に基づいて受け入れた学生は「特別聴講学生」とする、以下同じ。）について必要な事項を定める。

(出願資格)

**第2条** 聴講を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、特別聴講学生は他の大学院との単位互換協定に基づき別に定める。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- (7) その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (8) 外国人留学生の場合は、履修期間中の在留資格を有し、かつ、当該授業科目を履修するために十分な語学力があると認められた者

(9) 前号のほか、大学院委員会の議を経て特別に認めた者  
(出願手続)

**第3条** 聴講を志願する者は、次の各号の書類に受講登録料を添えて出願しなければならない。ただし、特別聴講学生を志願する者については、特別聴講願書を提出することとし、受講登録料はこれを免除することができる。

- (1) 大学院聴講生志願票
- (2) 最終学歴の卒業証明書及び成績証明書
- (3) 志望理由書

2 外国人留学生在が志願するときは、第1項で定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 在学中の身元保証書(身元保証人は奈良県内またはその近郊に居住している者)
- (2) 留学生査証又は就学生査証(写)
- (3) 外国人登録済証明書
- (4) 経費支弁能力証明書(写)
- (5) (財)日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施する日本語能力試験の日本語能力認定書1級又は2級(写)
- (6) 履歴書及び最終学歴を証する資料

3 必要に応じ就学上の資料の提出を求めることがある。

4 出願の期間は、毎学年始めとする。ただし、特別の事情がある場合については、これによらないことができる。

5 引き続き履修を志願する者には、第1項第2号は適用しない。  
(選考及び許可)

**第4条** 聴講生の選考は、当該研究科で行う。

2 所定の手続を完了した者に対して、学長は聴講生として許可する。

3 聴講を希望する者が外国人留学生の場合は、第1項で定める手続とは別に、国際交流委員会の承認を要するものとする。  
(在学期間)

**第5条** 聴講生の在学期間は、1年又は半年とする。

(聴講科目)

**第6条** 聴講生は、当該授業科目(以下「科目」という。)を履修する本学学生の学修を妨げない範囲において、1科目又は数科目に限って受講することができる。

(受講登録料及び聴講料)

**第7条** 受講登録料及び聴講料は、次のとおりとする。

受講登録料	3,000円
聴講料 1科目(通年週1回)	30,000円
1科目(半年週1回)	15,000円

(聴講料の納入)

**第8条** 聴講生として認定された者は、所定の聴講料を本学の指定する期日までに納入しなければならない。ただし、特別聴講学生は聴講料を免除することができる。

(聴講生証)

**第9条** 聴講生の身分を証明する聴講生証を交付する。

(試験・成績証明書及び単位)

**第10条** 聴講生(「特別聴講学生」を除く。)は、受講した科目の試験を受けることができる。試験に合格した科目については、願い出により成績証明書を交付するが、単位は認定しない。

2 特別聴講学生は、受講した科目の試験を受け、合格した科目については単位を認定する。

(その他)

**第11条** この規則に定めるもののほか、本学大学院学則及びその他の諸規則を準用する。

(規則の改廃)

**第12条** この規則の改廃は、大学院委員会の議を経なければならない。

**附則**

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

**附則**

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

**附則**

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附則**

この規則は、平成17年4月22日から施行する。

**附則**

この規則は、平成20年5月23日から施行する。

## 奈良大学大学院研究生規則

(目的)

**第1条** この規則は、奈良大学大学院学則第34条及び第37条に基づき研究生について必要な事項を定める。

(出願資格)

**第2条** 研究生として入学できる者は、修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力を有する者で、特定の事項に関して指導を受け研究しようとするものとする。

(出願手続)

**第3条** 研究生として入学を志願する者は、検定料1万5千円を納付し、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 研究生願書(本学所定のもの)
- (2) 履歴書(本学所定のもの)
- (3) 研究計画書(本学所定のもの)
- (4) 健康診断書
- (5) 最終学校卒業(修了)証明書
- (6) 最終学校成績証明書

2 現に官公庁・会社その他に勤務する者は、その勤務先の長の承諾書を添付すること。

3 出願期間は、4月入学の場合は、3月15日から3月25日(日曜、祝日の場合は前日)までとする。10月入学の場合は、8月20日から8月31日(日曜、祝日の場合は前日)までとする。ただし、特別の事情がある場合については、これによらないことができる。

(選考及び許可)

**第4条** 研究生の入学は、当該研究科において授業上支障のない場合に限り、各研究科委員会の選考に基づき、大学院委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

(研究期間)

**第5条** 研究生の研究期間は、入学を許可した学年(1年以内)又は学期に限るものとする。ただし、その研究をさらに継続する必要があるときは、研究期間の延長を願い出ることができる。この場合第4条の手続きを経て、学長が許可する。

2 前項により延長する研究期間は、1年を限度とする。

3 研究生が研究を中止しようとするときは、その理由を付し指導教員、研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

## 奈良大学大学院文学研究科履修規則

(指導教員)

**第6条** 研究生は、大学院担当の専任教員のうちから指導教員を定めなければならない。

(科目受講)

**第7条** 研究生は、指導教員のもとで研究するほか、許可を得て当該研究科で開講する講義を聴講し、演習に参加することができる。

(納付金)

**第8条** 研究生として入学を許可された者は、次の入学金及び研究料を所定の期日までに納付しなければならない。

- (1) 入学金 50,000円  
 (2) 研究料 120,000円 ただし、半期の場合はその半額とする。

2 第5条第1項「ただし書」の規定により研究期間を延長する場合は、当該年度又は当該学期における入学金を免除する。

3 研究に特別の費用を要する場合は、当該研究科の定めるところにより研究生の負担とする。

4 既に納入された入学金及び研究料等は、理由を問わず返還しない。

5 入学金及び研究料を所定の期日までに納付しない者は、入学の許可を取り消す。

(研究生証)

**第9条** 研究生の身分を証明する研究生証を交付する。

(研究報告書)

**第10条** 研究生は、研究経過とその成果の概要を記した研究報告書を、所定の期日までに指導教員を経て、学長に提出しなければならない。

(研究の中止)

**第11条** 疾病その他の事情により、研究の見込みがないと認められる者に対しては、当該研究科長の申し出により、学長は研究の中止を命ずることができる。

(研究証明書)

**第12条** 研究報告書を提出した者には、願出により研究証明書を交付する。

(附属施設の利用)

**第13条** 研究生は、図書館及びその他必要な施設設備を利用することができる。

(その他)

**第14条** この規則に定めるもののほか、本学大学院学則及びその他の諸規則を準用する。

(規則の改廃)

**第15条** この規則の改廃は、大学院委員会の議を経なければならない。

**附 則**

この規則は、平成8年3月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成15年7月3日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成20年11月28日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

(目的)

**第1条** この規則は、奈良大学大学院学則に基づき、文学研究科(以下「本研究科」という。)の授業科目の履修等について必要な事項を定める。

(授業科目、授業の方法及び単位数)

**第2条** 本研究科の授業は、講義、演習及び実習とし、授業科目、単位数は別表のとおりとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 単位の基準は次のとおりとする。

(1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習は、30時間の授業をもって1単位とする。

(授業実施基準)

**第3条** 授業は、毎週2時間とし、半年間にわたって行う。

(修了要件)

**第4条** 本研究科修士課程又は博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、次に掲げる各専攻区分に従い32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

区分	国文学専攻修士課程
選択	①日本語文化論 広域言語文化論 表象文化論 } 2科目 4単位
	②演習 4科目 8単位 ※研究指導は、演習において行うので、指導教員が担当する演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを必ず履修すること。
	③特殊講義 4単位 8単位 ※①③の科目については、担当者の変更があれば同一科目を重複履修した場合も、単位を認定する。
	④特論
	⑤選択科目 6科目 12単位 ※指導教員以外の演習(事前に担当教員の了解を得ること)、及び①③④から選択履修できる。④については、4科目8単位まで履修できるものとする。また、文学研究科の他専攻の講義科目から履修することもできる。(2科目4単位まで)

区分	文化財史科学専攻博士前期課程
選択	①演習 4科目 8単位 ※研究指導は、演習において行うので、指導教員が担当する演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを必ず履修すること。
	②特殊講義 8科目 16単位
	③特論
	④選択科目 4科目 8単位 ※②③の科目については、担当者の変更があれば同一科目を重複履修した場合も、単位を認定する。指導教員以外の演習(事前に担当教員の了解を得ること)、及び②③から選択履修できる。③については、4科目8単位まで履修できるものとする。また、文学研究科の他専攻の講義科目から履修することもできる。(2科目4単位まで)

区分	地理学専攻修士課程
選択	①演習 4科目 8単位 ※研究指導は、演習において行うので、指導教員が担当する演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを必ず履修すること。 ②特殊講義 6科目 12単位 ※「自然地理学分野」「人文地理学分野」「地誌学分野」の各分野からそれぞれ2科目選択履修するものとする。 ③共通 ④選択科目 12単位 ※②③の科目については、担当者の変更があれば同一科目を重複履修した場合も、単位を認定する。指導教員以外の演習（事前に担当教員の了解を得ること。）、及び②③から選択履修できる。③の特論については、4科目8単位まで履修できるものとする。また、文学研究科の他専攻の講義科目から履修することもできる。（2科目4単位まで）

2 本研究科博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、次に掲げる区分に従い12単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

区分	文化財史科学専攻博士後期課程
選択	特殊研究 6科目 12単位 ※研究指導は、指導教員による特殊研究などにおいて行う。したがって、12単位中には、原則として指導教員が担当する科目を複数年にわたって履修した単位を含むものとする。

(登録)

**第5条** 学生は、履修しようとする授業科目を指定の日までに研究科長に届け出なければならない。

(研究指導教員)

**第6条** 研究科委員会は、学生の研究課題に応じて研究指導教員を決定する。研究指導教員は演習担当教員とし、入学年度の4月に決定する。変更の必要のある場合は、研究科委員会で審議の上認めることがある。

(単位の認定)

**第7条** 各授業科目の単位修得の認定は、その授業科目の授業が終了した学期末又は学年末に行う。

2 前項の認定は、筆記試験、口頭試験又は研究報告により行う。

(成績の評価)

**第8条** 各授業科目の成績は、100点満点とし、その評価は、80点以上を優、79点から70点を良、69点から60点を可、59点以下を不可とし、可以上を合格とする。

(成績の評価及び基準)

**第8条の2** 成績の評価基準は次のとおりとする。

成績	評価基準
優	当該科目の履修において、所期の目標を達成しているもの。
良	当該科目の履修において、不十分な点はあるものの、所期の目標を達成しているもの。
可	当該科目の履修において、不十分な点は多いものの、最低限の目標に達しているもの。
不可	当該科目の履修において、目標を達成していないもの。

学位論文については、その内容が、形式、論旨、研究対象に対する分析・評価などの点において適切であり、学位論文としての水準に達していて、研究上の成果が見出されるものを、合格とする。

(学位の授与)

**第9条** 修士課程又は博士前期課程において所定の単位を修得し、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者には修士の学位を授与する。

2 博士後期課程において所定の単位を修得し、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者には博士の学位を授与する。  
(規則の改廃)

**第10条** この規則の改廃は、本研究科委員会の議を経なければならない。

(その他)

**第11条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は研究科委員会が定める。

**附則**

この規則は、平成5年4月23日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

**附則**

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

**附則**

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

**附則**

この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前の在在学生については、従前の例による。

**附則**

この規則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年度以前の在在学生については、従前の例による。

**附則**

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附則**

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前の在在学生については、従前の例による。

**附則**

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の在在学生については、従前の例による。

**附則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の在在学生については、従前の例による。

**附則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の在在学生については、なお従前の例による。

**附則**

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の在在学生については、なお従前の例による。

**附則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の在在学生については、従前の例による。

**附則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の在在学生については、従前の例による。

**附則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の在在学生については、従前の例による。

**附則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

[別表]

大学院文学研究科授業科目

国文学専攻修士課程					
授業科目					単位数
日本言語文化論	2				
広域言語文化論	2				
表象文化論	2				
上代文学演習Ⅰ	2				
上代文学演習Ⅱ	2				
上代文学演習Ⅲ	2				
上代文学演習Ⅳ	2				
中古文学演習Ⅰ	2				
中古文学演習Ⅱ	2				
中古文学演習Ⅲ	2				
中古文学演習Ⅳ	2				
中世文学演習Ⅰ	2				
中世文学演習Ⅱ	2				
中世文学演習Ⅲ	2				
中世文学演習Ⅳ	2				
近世文学演習Ⅰ	2				
近世文学演習Ⅱ	2				
近世文学演習Ⅲ	2				
近世文学演習Ⅳ	2				
近代文学演習Ⅰ	2				
近代文学演習Ⅱ	2				
近代文学演習Ⅲ	2				
近代文学演習Ⅳ	2				
現代文学演習Ⅰ	2				
現代文学演習Ⅱ	2				
現代文学演習Ⅲ	2				
現代文学演習Ⅳ	2				
古典語国語学演習Ⅰ	2				
古典語国語学演習Ⅱ	2				
古典語国語学演習Ⅲ	2				
古典語国語学演習Ⅳ	2				
現代語国語学演習Ⅰ	2				
現代語国語学演習Ⅱ	2				
現代語国語学演習Ⅲ	2				
現代語国語学演習Ⅳ	2				
古典散文特殊講義(基礎)	2				
古典散文特殊講義(応用)	2				
古典韻文特殊講義(基礎)	2				
古典韻文特殊講義(応用)	2				
近代文学論特殊講義(基礎)	2				
近代文学論特殊講義(応用)	2				
言語論特殊講義(基礎)	2				
言語論特殊講義(応用)	2				
上代文学特論	2				
中古文学特論	2				
中世文学特論	2				
近世文学特論	2				
書物特論	2				
メデアア文化特論	2				
比較交流特論	2				
和歌歌謡特論	2				
近代小説特論	2				
近代詩歌特論	2				
現代文学特論	2				
古典日本語特論	2				

現代日本語特論	2
現代日本語特論	2
現代日本語特論	2

文化財史科学専攻博士前期課程		
授業科目		単位数
文献史学(日本史)演習Ⅰ	2	
文献史学(日本史)演習Ⅱ	2	
文献史学(日本史)演習Ⅲ	2	
文献史学(日本史)演習Ⅳ	2	
文献史学(外国史)演習Ⅰ	2	
文献史学(外国史)演習Ⅱ	2	
文献史学(外国史)演習Ⅲ	2	
文献史学(外国史)演習Ⅳ	2	
考古学演習Ⅰ	2	
考古学演習Ⅱ	2	
考古学演習Ⅲ	2	
考古学演習Ⅳ	2	
美術工芸史学演習Ⅰ	2	
美術工芸史学演習Ⅱ	2	
美術工芸史学演習Ⅲ	2	
美術工芸史学演習Ⅳ	2	
保存修復学演習Ⅰ	2	
保存修復学演習Ⅱ	2	
保存修復学演習Ⅲ	2	
保存修復学演習Ⅳ	2	
文献史学(日本史)特殊講義A	2	
文献史学(日本史)特殊講義B	2	
文献史学(日本史)特殊講義C	2	
文献史学(外国史)特殊講義	2	
考古学特殊講義A	2	
考古学特殊講義B	2	
考古学特殊講義C	2	
美術工芸史学特殊講義	2	
保存修復学特殊講義	2	
情報処理工学特殊講義	2	
文化財史科学特殊講義	2	
文化財修復実習	2	
文献史学特殊論	2	
考古学特殊論	2	
美術工芸史学特殊論	2	
保存修復学特殊論	2	

地理学専攻修士課程		
授業科目		単位数
自然地理学分野	自然地理学演習Ⅰ	2
	自然地理学演習Ⅱ	2
	自然地理学演習Ⅲ	2
	自然地理学演習Ⅳ	2
	自然地理学(地形)特殊講義	2
	自然地理学(気候)特殊講義	2
	自然地理学(環境)特殊講義	2
人文地理学分野	人文地理学演習Ⅰ	2
	人文地理学演習Ⅱ	2
	人文地理学演習Ⅲ	2
	人文地理学演習Ⅳ	2
	人文地理学(農村)特殊講義	2
	人文地理学(歴史)特殊講義	2



	人文地理学(文化) 特殊講義	2
	人文地理学(都市) 特殊講義	2
地誌学分野	地域・地誌学 演習 I	2
	地域・地誌学 演習 II	2
	地域・地誌学 演習 III	2
	地域・地誌学 演習 IV	2
	地域・地誌学(日本) 特殊講義	2
	地域・地誌学(先進地域) 特殊講義	2
	地域・地誌学(発展途上地域) 特殊講義	2
共通	地理情報学 特殊講義	2
	自然地理学 特論	2
	人文地理学 特論	2
	地域・地誌学 特論	2
	国内巡検計画法 I	1
	国内巡検計画法 II	1
	外国巡検計画法 I	1
	外国巡検計画法 II	1

文化財史料学専攻博士後期課程	
授業科目	単位数
日本史 特殊研究 I	2
日本史 特殊研究 II	2
日本史 特殊研究 III	2
日本史 特殊研究 IV	2
日本史 特殊研究 V	2
日本史 特殊研究 VI	2
美術工芸史 特殊研究 I	2
美術工芸史 特殊研究 II	2
美術工芸史 特殊研究 III	2
美術工芸史 特殊研究 IV	2
考古学 特殊研究 I	2
考古学 特殊研究 II	2
考古学 特殊研究 III	2
考古学 特殊研究 IV	2
保存修復学 特殊研究 I	2
保存修復学 特殊研究 II	2
史料学 特殊研究 I	2
史料学 特殊研究 II	2
国際史料学 特殊研究 I	2
国際史料学 特殊研究 II	2
国際史料学 特殊研究 III	2
国際史料学 特殊研究 IV	2

# 奈良大学大学院 社会学研究科履修規則

(目的)

**第1条** この規則は、奈良大学大学院学則に基づき、社会学研究科（以下「本研究科」という。）の授業科目の履修等について必要な事項を定める。

(授業科目、授業の方法及び単位数)

**第2条** 本研究科社会学専攻の授業は、講義、演習及び実習とし、授業科目、単位数は別表のとおりとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 単位の基準は次のとおりとする。

(1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習は、30時間の授業をもって1単位とする。

(授業実施基準)

**第3条** 授業は、毎週2時間とし、1年間又は半年間にわたって行う。

(修了要件及び履修方法)

**第4条** 本研究科社会学専攻には、社会文化研究コースと臨床心理学コースの2つがあり、その内の一つを選択し、コースの変更は認めない。社会学専攻の課程修了の要件は、本研究科に2年以上在学し、次に掲げる各コースの区分に従い32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

社会文化研究コース

演習科目は、「社会文化研究演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の4科目8単位を必修とする。

研究指導は、指導教員が担当する演習において行う。

選択必修科目A群から10科目20単位以上、B群から2科目4単位以上を選択履修するものとする。

臨床心理学コース

演習科目は「臨床心理学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」及び「臨床心理学査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）・臨床心理学査定演習Ⅱ」の6科目12単位を必修とする。

研究指導は、指導教員が担当する「臨床心理学演習」において行う。

実習科目は「臨床心理基礎実習」、「臨床心理実習」の2科目4単位を必修とする。

特論科目は「臨床心理学特論Ⅰ・Ⅱ」及び「臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）・臨床心理面接特論Ⅱ」の4科目8単位を必修とする。

選択必修科目より、4科目8単位以上を選択履修するものとする。

2 臨床心理学コースにおいて、臨床心理士資格試験及び公認心理師試験の受験資格を取得しようとする者の履修方法については別に定める。

(履修)

**第5条** 1年次において履修すべき単位数は、20単位以上とする。

2 学生は、履修しようとする授業科目を指定の日までに研究科長に届け出なければならない。

(研究指導教員)

**第6条** 本研究科委員会は、学生の研究課題に応じて研究指導教員を決定する。研究指導教員は演習担当教員とし、入学年度の4月に決定する。変更の必要のある場合は、本研究科委員会で審議の上認めることがある。

(単位の認定)

**第7条** 各授業科目の単位修得の認定は、その授業科目の授業が終了した学期末又は学年末に行う。

2 前項の認定は、筆記試験、口頭試験又は研究報告により行う。

(成績の評価)

**第8条** 各授業科目の成績は、100点満点とし、その評価は、80点以上を優、79点から70点までを良、69点から60点を可、59点以下を不可とし、可以上を合格とする。

(成績の評価及び基準)

**第8条の2** 成績の評価基準は次のとおりとする。

成績	評価基準
優	当該科目の履修において、所期の目標を達成しているもの。
良	当該科目の履修において、不十分な点はあるものの、所期の目標を達成しているもの。
可	当該科目の履修において、不十分な点は多いものの、最低限の目標に達しているもの。
不可	当該科目の履修において、目標を達成していないもの。

学位論文については、その内容が、形式、論旨、研究対象に対する分析・評価などの点において適切であり、学位論文としての水準に達していて、研究上の成果が見出されるものを、合格とする。

(学位の授与)

**第9条** 所定の単位を修得し、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対しては、学位規程所定の学位を授与する。

(規則の改廃)

**第10条** この規則の改廃は、本研究科委員会の議を経なければならない。

(その他)

**第11条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は本研究科委員会が定める。

**附 則**

この規則は、平成5年4月23日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

**附 則**

この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前の在在学生については、従前の例による。

**附 則**

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の在在学生については、従前の例による。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の在在学生については、従前の例による。

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成18年度以前の在在学生については、なお従前の例による。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の在學生にかかる別表の適用については、なお従前の例による。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の在學生にかかる別表の適用については、なお従前の例による。

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の在學生にかかる別表の適用については、なお従前の例による。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**〔別 表〕**

大学院社会学研究科 社会学専攻 授業科目

社会文化研究コース			
区 分	授 業 科 目	単位数	
必 修	社会文化研究演習Ⅰ	2	
	社会文化研究演習Ⅱ	2	
	社会文化研究演習Ⅲ	2	
	社会文化研究演習Ⅳ	2	
選 択 必 修	A群	社会学特論Ⅰ	2
		社会学特論Ⅱ	2
		文化人類学特論Ⅰ	2
		文化人類学特論Ⅱ	2
		社会心理学特論Ⅰ	2
		社会心理学特論Ⅱ	2
		応用社会学特論Ⅰ	2
		応用社会学特論Ⅱ	2
		応用社会学特論Ⅲ	2
		応用社会学特論Ⅳ	2
	B群	社会調査法特論	2
		多変量解析法特論	2
		質的調査法特論	2
		統計解析法特論	2

臨床心理学コース		
区 分	授 業 科 目	単位数
必 修	臨床心理学演習Ⅰ	2
	臨床心理学演習Ⅱ	2
	臨床心理学演習Ⅲ	2
	臨床心理学演習Ⅳ	2
	臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2
	臨床心理査定演習Ⅱ	2
	臨床心理基礎実習Ⅰ	2
	臨床心理基礎実習Ⅱ	2
	臨床心理学特論Ⅰ	2
	臨床心理学特論Ⅱ	2
	臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	2
	臨床心理面接特論Ⅱ	2

選 択 必 修	A群	臨床心理学研究法特論	2
		心理統計法特論	2
	B群	発達心理学特論	2
		教育心理学特論	2
	C群	社会心理学特論	2
		犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2
	D群	障害者(児)心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	2
		精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2
		心身医学特論	2
	E群	投映法特論	2
心理療法特論		2	
F群	心理実践実習Ⅰ	2	
	心理実践実習Ⅱ	8	
	学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2	
	グループ・アプローチ特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2	
	産業・組織心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2	
心理教育特論(心の健康教育に関する理論と実践)	2		

## 奈良大学大学院学生留学規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、奈良大学大学院学則（以下「学則」という。）第22条の規定により本学大学院学生の留学について必要な事項を定める。

(留学の定義)

**第2条** この規程による留学とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本学との間に学術教育交流協定（以下「交流協定」という。）を締結している外国の大学等へ交流協定に基づき派遣する留学（以下「派遣留学」という。）
- (2) 外国の大学等からの入学許可に基づき、当該研究科委員会が留学先として承認した大学等への「派遣留学」以外の留学（以下「認定留学」という。）

(外国の大学等)

**第3条** 外国の大学等とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関をいう。

(留学出願資格)

**第4条** 留学を希望する者は、本学大学院に1年以上在学し、前年度末までに当該研究科委員会が定める単位を修得しておかなければならない。ただし、博士課程後期課程に在学するものはこの限りでない。

2 前2条第2号の規定により留学する者についての在学期間が1年未満であっても当該研究科委員会の承認により、その資格を有するものとする。

(留学の募集及び申請手続き)

**第4条の2** 派遣留学生の募集については、所定の期日までに学生支援センター（学生担当）が行う。

2 派遣留学又は認定留学の申請手続きについては、別途定めるものとする。

(留学の決定及び許可)

**第5条** 留学については、国際交流委員会及び当該研究科委員会

の議を経て大学院委員会が決定し、学長が許可する。  
(留学期間)

**第6条** 留学期間は、原則として1年とする。ただし、教育研究上必要と認める場合は、その期間を1年を限度として延長することができる。

2 留学期間の在学年数への算入は、1年を限度として認める。  
(修得単位の認定)

**第7条** 留学期間中に修得した単位は、当該研究科委員会の議を経て認定することができる。

2 前項により認定する単位数は、学則第7条第2項の定めるところとする。  
(履修上の特例措置)

**第8条** 留学する学年度に提出した履修届は、帰国した年度まで継続させることができる。この場合において留学した者は、帰国後速やかに「履修継続願」を所属研究科長に提出し、当該研究科委員会の承認を得なければならない。

2 留学した学年度の前期に履修した通年の授業科目が、帰国した学年度において不開講その他の理由により前項の継続ができない場合は、当該研究科委員会でその措置を決定する。なお、継続履修の認められる科目は、担当教員が同一であることを要しない。  
(留学の取消)

**第9条** 留学中の者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、大学院委員会の議を経て留学を取り消すことができる。

- (1) 留学先で成業の見込みがない者
- (2) 留学生としてふさわしくない行為を行った者
- (3) 留学の査証が認められない者
- (4) 本学大学院の授業料の納入を怠った者
- (5) 本人の事情により留学を継続できなくなった者  
(留学中の事故の責任)

**第10条** 本学は、留学中の傷害、疾病その他の事故等について、一切責任を負わない。

(留学期間中の学費)

**第11条** 留学期間中の本学の学費は、別途定めるものとする。  
(事務の所管)

**第12条** この規程による留学の事務取扱所管は、学生支援センター(学生担当)とする。  
(規程の改廃)

**第13条** この規程の改廃は、国際交流委員会及び研究科委員会の議を経て大学院委員会が決定する。

#### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成21年10月16日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

## 奈良大学大学院 学生留学規程施行細則

(趣旨)

**第1条** 本学大学院学生の留学に関する必要な事項については、

奈良大学大学院学則(以下「学則」という。)、奈良大学大学院学生留学規程(以下「規程」という。)及びこの細則の定めるところによる。

(留学申請手続)

**第2条** 派遣留学の適用を受けようとする者は、指導教員の指導を受けたのち所定の期日までに、次に掲げる書類を所属研究科長に提出しなければならない。

- (1) 派遣留学願(本学所定)
- (2) 履修計画書(本学所定)
- (3) その他本学が必要と認める書類

2 認定留学の適用を受けようとする者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を所属研究科長に提出しなければならない。

- (1) 認定留学願(本学所定)
- (2) 履修計画書(本学所定)
- (3) 留学先大学等の受入承諾書
- (4) その他本学が必要と認める書類  
(留学終了後の手続)

**第2条の2** 留学を終了した者は、帰国後速やかに次に掲げる書類を所属研究科長に提出しなければならない。

- (1) 留学終了届(本学所定)
- (2) 留学先の大学等が発行した在学又は在籍期間を明記した証明書
- (3) 前号の大学等が発行した成績証明書(研究指導に関する証明書を含む。)
- (4) 旅券(パスポート)の出入国部分の写し  
(留学期間の延長及び帰国の延期)

**第3条** 規程第6条第1項の規定により留学期間を延長する場合は、留学期間終了の2か月前までに次に掲げる書類を所属研究科長に提出しなければならない。

- (1) 留学期間延長願(本学所定)
- (2) 留学先大学等が発行した延長許可書(写)
- (3) その他本学が必要と認める書類

2 規定の期日までに帰国できない場合は、「帰国延期願」を留学期間終了の2か月前までに所属研究科長に提出し、許可を受けなければならない。

(留学期間の始期及び終期)

**第4条** 留学期間は、原則として4月1日又は10月1日を始期、3月31日又は9月30日を終期とする。これらの日の前後に出国又は帰国する場合、学籍上は状況に応じていずれかの日付に読み替えるものとする。

2 前項の留学期間の読み替えは、当該研究科委員会が行う。

(留学期間中に修得した単位の認定)

**第5条** 学則第7条及び規程第7条の規定により、授業科目を履修し、修了要件単位の認定を希望する者は、次に掲げる書類を留学終了後1か月以内に所属研究科長に提出しなければならない。

- (1) 単位認定願(本学所定)
- (2) 留学先大学等の単位認定書又は成績証明書若しくはこれらに代わる証明書等
- (3) その他本学が必要と認める書類  
(学習状況報告書)

**第6条** 留学生は、留学期間の開始から6か月ごと及び留学終了後に、学習状況報告書(本学所定)を指導教員を通じて、所属

研究科長に提出しなければならない。

(継続履修の手続等)

**第7条** 継続履修を希望する者は、帰国後速やかに「履修継続願」を所属研究科長に提出し、本学所定の期日までにあらためて履修登録を行わなければならない。

2 留学先大学等との学年暦の国際的差異の事情等により生ずる履修登録手続の取扱については、本学所定の期日までに手続を行えない場合、当該研究科委員会の許可を得て、その時期を延期することができる。

(事務の所管)

**第8条** この細則による留学の事務取扱所管は、学生支援センター(学生担当)とする。

(細則の改廃)

**第9条** この細則の改廃は、国際交流委員会及び研究科委員会の議を経なければならない。

**附 則**

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成21年10月16日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

## 奈良大学大学院学生の留学期間中の学費、助成金等に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、奈良大学大学院学生留学規程に基づき、本学在学中に外国の大学等へ留学する学生(以下「留学生」という。)に対する本学の学費(以下「学費」という。)及び助成金について定めたものである。

(留学期間中の学費)

**第2条** 留学先の留学期間中における学費については、学則第30条に基づき納入しなければならない。

(助成金の支給)

**第3条** 留学期間中の留学生のうち、前条の学費を納入した者に対し、次の助成金を支給する。

(1) 派遣留学の場合は、留学期間中の施設設備費及び実験実習費相当額とする。

(2) 認定留学の場合は、留学期間中の施設設備費及び実験実習費の4分の3相当額とする。

(助成金の返済)

**第4条** 留学生が留学の許可を取り消された場合は、その間に支給された助成金の一部又は全部を返済しなければならない。ただし、傷病その他やむを得ない理由による場合は、この限りではない。

(その他)

**第5条** この規程の適用にあたり疑義を生じた場合は、そのつど学長が決定する。

(規程の改廃)

**第6条** この規程の改廃は、国際交流委員会の議を経て大学院委員会が決定する。

**附 則**

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年10月16日から施行する。

## 奈良大学大学院研究年報に関する規程

(目的)

**第1条** 本大学院は、学術研究の推進及び成果の公表を目的として、奈良大学大学院研究年報(以下「研究年報」という。)を発行する。

2 研究年報は、投稿論文及び研究報告等(以下「論文等」という。)を掲載するものとする。

(発行)

**第2条** 研究年報は、毎年1回の発行を原則とする。

(投稿資格)

**第3条** 研究年報に論文等を投稿できる者は、次のとおりとする。

(1) 本大学院を担当する教員

(2) 本大学院に在籍する者及び本大学院の課程を修了した者で、大学院担当教員の推薦を受けた者

(3) 編集委員会が特に認めた者

(編集委員会)

**第4条** 研究年報を編集するため、編集委員会を置く。

2 編集委員会は、次の委員をもって組織する。

(1) 各専攻により選出された各1人の教員

(2) 各専攻により選出された各1人の院生

3 編集委員会には委員長を置く。委員長は、前項第1号委員の互選により定める。

4 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。

(掲載の採否)

**第5条** 投稿された論文等の掲載の採否は、編集委員会の査読に基づき決定する。

(募集)

**第6条** 編集委員会は、投稿要領に基づき論文等を募集しなければならない。

2 投稿要領は、別に定める。

(事務)

**第7条** 研究年報の発行にかかる事務は、総合研究所・大学院事務室が行う。

**第8条** この規程の改廃は、大学院委員会の議を経なければならない。

**附 則**

この規程は、平成7年10月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成27年7月2日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和元年5月30日から施行する。

## 大学院生修了に伴う取扱要項

1. 修了

大学院学則第12条第1項の修士課程又は博士前期課程の修了

要件に基づく、単位修得、在学期間及び修士の学位論文の審査並びに最終試験に合格し、各研究科委員会において認定された者は、第13条第1項によりその課程を修了した者と認め、次の学位を授与する。

文学研究科 修士（文学）  
社会学研究科 修士（社会学）

## 2. 修了の時期

修了は3月及び9月修了とする。

修了の認定は、毎年学期終了の3月及び9月に認定を行うものとする。

9月修了の取扱は、次のとおりとする。

### ア 単位取得要件

専攻の授業科目について所定の32単位以上修得していること。

### イ 在学要件

当該課程に2年以上在学していること。

なお、9月（前期末）で修了要件を充足している者で、かつ、9月末日付けにて修了の認定を受けることを希望する者は、その者の申請により行うものとする。

## 3. 学位論文の提出及び審査について

大学院学則第10条に基づき9月修了を希望する者の、学位論文の提出及び審査の日程は次のとおりとする。

○論文題目の提出日	} 各年度の大学院学 年暦及び行事予定 表による。
○学位論文の提出日	
○学位論文の審査及び最終試験日	

なお、期限に遅れた場合は、一切受け付けをしない。

## 4. その他

この取扱要項に定めるもののほか、疑義が生じた場合は、大学院学則及び学位規程によるものとする。

### 附 則

この取扱要項は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則

この取扱要項は、平成11年4月1日から施行する。

## 奈良大学大学院学生 学会参加交通費等補助規則

（目的）

**第1条** 本規則は、奈良大学大学院学生（以下「院生」という。）の広い視野に立った研究の奨励・学術研究の促進に資するため、研究成果の学会発表及び学会への参加を援助することを目的とする大学院学生学会参加交通費等補助（以下「補助」という。）制度の運用について、これを定める。

（補助の種類）

**第2条** 補助は、学会発表者補助及び学会参加者補助の2種類とする。

2 学会発表者補助は、院生が指導教員の承認を得て学会で発表する場合、学会参加者補助は、院生が指導教員の承認を得て参加する場合をいう。

（補助の対象となる期間）

**第3条** 補助は、当該年度の4月1日から3月末日までに開催される学会を対象として行う。

（補助の対象及び基準）

**第4条** 補助の種類により、学会の参加に要した交通費、宿泊費、及び学会登録料、参加費について補助するものとする。

2 補助の対象となる学会は、日本学術会議協力学術研究団体に登録された全国規模の学会またはこれに準ずる学会、もしくは研究科長が適当と認めた学会とする。

3 院生各人の学会発表者としての補助については、年次1回とし、1回の限度を2万円として支給する。

4 院生各人の学会参加者としての補助については、在籍期間中に1回とし、1万円を限度として支給する。

5 交通費等の支給基準は別表のとおりとする。

（申請手続・期間・決定）

**第5条** 補助を受けようとする院生は学会参加にあたり、補助申請書（別紙様式1）に学会の要項等を添付し、指導教員の承認を得た上で学長に申請するものとする。

2 前項の申請期間は、5月及び10月の所定の期間とする。

3 補助の可否については、前項申請期間後に大学院委員会において決定し、申請者に通知する。

4 申請内容に変更があった場合は、速やかに届け出なければならない。

5 他の機関から補助を受けた場合は、申請を辞退したものと取り扱う。

（報告書の提出）

**第6条** 補助を受ける院生は、帰着後1週間以内に学会参加報告書（別紙様式2）を提出しなければならない。

2 交通費等は報告書提出後、学長の決裁を経て支給するものとする。

（事務）

**第7条** 補助に関する事務は、大学院事務室において行う。

（規則の改廃）

**第8条** この規則の改廃は、大学院委員会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成13年5月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

## 奈良大学大学院文学研究科に おける論文博士の取扱内規

（趣旨）

**第1条** 奈良大学学位規程第3条第3項及び第5条第4項の規定に基づく博士（以下「論文博士」という。）の学位論文（以下「博士論文」という。）の提出及びその手続並びに試験等学位審査に関する必要事項については、奈良大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この取扱内規によるものとする。

（博士の学位授与）

**第2条** 学位規程第3条第3項に規定する博士の学位は、本学大学院の課程を経ない者であっても、学位規程及びこの取扱内規の定めるところにより、博士論文を提出して、その審査に合格し、専攻分野に関して、本学大学院の課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学識を有すると認められた場合に限り授与することができる。

(博士論文の申請要件)

**第3条** 学位規程第4条第3項及び第5条第4項の規定による課程を経ない者が、「論文提出による博士学位の申請」をしようとするときは、本学大学院に紹介(指導)教授を求め、その承認を得なければならない。

(論文博士の学位予備審査)

**第4条** 論文博士の学位を申請しようとする者は、紹介(指導)教授の承認を得た後、「論文博士学位予備審査申請書(別記様式)」に紹介(指導)教授の推薦書、論文要旨(4,000字以内)、研究業績書及び履歴書各一部を添えて、文学研究科長に提出しなければならない。

2 「論文博士学位予備審査申請書」の提出期限は、毎年度5月1日～5月10日及び11月1日～11月10日(休日を除き最終日が日曜日に当たる場合は、その前日まで)の間とする。

3 文学研究科長は、紹介(指導)教授及び博士後期課程担当教授の内、当該論文に関連のある2人に申請受理の可否審査を付託するものとする。

4 可とする旨の承認を得た後、論文博士の学位申請予定者は、担当事務局に学位論文審査手数料(学位規程別表(第5条関係))を添えて申請しなければならない。

(論文博士学位申請時の提出書類)

**第5条** 論文博士の学位を申請しようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 原則として、論文集としてまとめられた著書、もしくはその刊行を予定しているもの、各正本1部、副本3部とする。ただし、使用言語は原則として日本語であるが、英文での提出を妨げない。なお、英文の場合は、論文要旨和訳提出を求める。

(2) 論文博士学位論文の要旨(4,000字以内)は、各正本1部、副本3部とする。

(3) 学位論文の英文要旨(A4判 1～2枚程度)

(4) 学位授与申請書(様式2)

(5) 履歴書(所定の様式)

(6) 研究業績書(所定の様式)

(7) 最終学校卒業証明書

(論文博士学位審査委員会)

**第6条** 論文博士学位審査委員会(以下「審査委員会という。’)は、文学研究科委員会において学位予備審査の受付受理の承認を得た後、審査委員会を組織する。

2 審査委員会は、主査1人、副査2人以上をもって構成する。主査は、紹介(指導)教授とする。副査は、文学研究科委員会において選任・委嘱する。

3 前項の規定にかかわらず審査委員会は、学位審査に当たって必要があるときは、文学研究科委員会の議を経て、奈良大学内外の有識者等に委嘱することができる。

4 審査委員会は、原則として、論文博士学位申請の受理の日から1年以内に審査を終了するものとする。

(博士論文審査の最終試験)

**第7条** 予備審査を経て文学研究科委員会に提出された博士論文の学位審査は、学位規程第7条、第8条及び第9条を準用する。

2 専攻分野の博士論文審査では、審査委員会は博士論文審査期間中に口頭試問等により実施し、最終試験とする。

(審査委員会の審査報告)

**第8条** 審査委員会は、学位規程第9条の規定により博士論文の審査及び最終試験又は口頭試問の終了後、速やかに、博士論文の内容の要旨、審査の要旨、最終試験又は口頭試問の結果の要旨及びその成績に、学位を授与できるか否かの意見に関する報告書を作成し、文学研究科委員会に提出するものとする。

(学位授与資格の審議・議決・報告)

**第9条** 文学研究科長は、審査委員会の報告をうけた後、速やかに文学研究科委員会を開催するものとする。

2 学位規程第9条の規定により文学研究科委員会は、前条の報告書に基づいて、その論文の合否について審議のうえ、学位授与をすべきか否かを議決し、その結果を学長に報告するものとする。

3 前項の議決は、学位規程第9条第3項の規定を準用する。

(博士論文の要旨及び審査所見の公表)

**第10条** 学位規程第12条に規定する公表義務の一環として、博士論文の内容の要旨を奈良大学大学院研究年報に公表する。論文及び論文審査の所見要旨を奈良大学リポジトリにより公表する。(その他)

**第11条** この取扱内規の運用に当たって疑義ある場合には、文学研究科委員会及び大学院委員会において審議し、これを決定する。

2 この取扱内規の改正は、奈良大学文学研究科委員会及び奈良大学大学院委員会の議を経なければならない。

**附 則**

この取扱内規は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この取扱内規は、平成31年4月1日から施行する。

## 奈良大学大学院社会学研究科社会学専攻 臨床心理学コースに関する履修内規

(趣旨)

**第1条** この内規は奈良大学大学院学則により、社会学研究科社会学専攻臨床心理学コース(以下「本コース」という。)において行う大学院教育に関して必要な事項を定める。

(目的)

**第2条** 本コースでは心の健康に関する高度職業専門人を養成することを目的として、社会学専攻の中に、臨床心理学コースを置く。

(教育課程)

**第3条** 本コースでの教育は、大学院学則に準拠し、その指導は別に定める「奈良大学大学院社会学研究科履修規則」による。

2 本コースを履修できる者は、入学試験受験時に決定し、入学後及び他よりの転入は認めない。

(履修方法)

**第4条** 本コースにおいて、臨床心理士資格試験の受験資格を取得しようとする者は、以下の履修方法に基づき、修了要件を整えること。

(1) 社会学研究科履修規則〔別表〕中より、臨床心理士資格認

定協会所定の授業科目及び単位数を修得すること。

- (2) 「臨床心理学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」4科目8単位を修得すること。
  - (3) 「臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）・臨床心理査定演習Ⅱ」「臨床心理学特論Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）・臨床心理面接特論Ⅱ」及び「臨床心理基礎実習」の必修科目（14単位）は、1年次で修得すること。
  - (4) 「臨床心理実習」（必修科目2単位）は、「臨床心理基礎実習」を修得した者に限り、2年次で履修することができる。
  - (5) 選択必修科目A群からE群中よりそれぞれ1科目、合わせて10単位以上修得すること。
  - (6) 研究指導は、指導教員が担当する「臨床心理学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」において行う。主研究指導者は演習担当教員とし、他に2名の大学院担当教員を充てる。なお、研究指導者は入学年度の4月に決定する。
  - (7) 修士論文の内容が「臨床心理学に関するもの」であること。
- 2 本コースにおいて、公認心理師試験の受験資格を取得しようとする者は、以下の履修方法に基づき、修了要件を整えること。
- (1) 学則〔別表1〕中より、公認心理師法施行規則で定められた授業科目を修得すること。
  - (2) 本コースにおける必修科目は、全て修得すること。
  - (3) 選択必修科目中、以下の授業科目を修得すること。
    - 精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）
    - 障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）
    - 学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）
    - 犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）
    - 産業・組織心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の実践）
    - グループ・アプローチ特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）
    - 心理教育特論（心の健康教育に関する理論と実践）
    - 心理実践実習Ⅰ
    - 心理実践実習Ⅱ
  - (4) 研究指導は、指導教員が担当する「臨床心理学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」において行う。主研究指導者は演習担当教員とし、他に2名の大学院担当教員を充てる。なお、研究指導者は入学年度の4月に決定する。

（内規の改廃）

**第5条** この内規の改廃は、大学院委員会の議を経なければならない。

**附 則**

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成30年4月1日から施行する。